

医療機関の長様

第2報

広島市医師会
会長代行 大久保 雅通

中国における鳥インフルエンザA（H7N9）に関する対応について（情報提供及びお願い）

1. 検疫所の対応について

国内の検疫所の検査体制の整備に伴い、中国からの帰国者・旅行者等に対する検疫所等の対応フローが厚生労働省から示されました。今回の対応フローの主な点は以下のとおりです。

①中国からの帰国者・旅行者等で38度以上の発熱（解熱剤を使用している場合には、それ以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす）及び急性呼吸器症状がある者については、必要に応じ検疫所でA、H1、H3、H5、H7検査を本人の同意のもとに実施し、感染症指定医療機関等の受診を勧奨するとともに、検疫所から当該医療機関に対してその旨連絡し、検査結果についても判明次第報告する。

②重症で感染症指定医療機関に搬送するもの以外（軽症者、症状のない者）には、検疫所で裏面の「健康カード」を配布し、注意事項の厳守を図る。（健康カードの内容は、今後変更の可能性有）

2. 患者の発生について（4月11日、18日にご案内したものと同一内容です。）

以下に掲げる要件に該当する患者を診察した場合は、患者の氏名、住所、年齢、発症状況、周りの発症者の有無、中国における滞在場所及び期間、その他参考事項について可能な限り聞き取っていただき、各保健センター健康長寿課へ連絡してください。

また、広島市よりインフルエンザ検査に必要な咽頭拭い液などの検体の採取についても御協力いただくよう依頼がありました。（検体の採取及び搬送方法の詳細は、下記保健センターへ連絡時に説明があります。）併せて、通常の診療時における標準予防策についても徹底していただきますようお願いいたします。

なお、最新情報については、以下の厚生労働省検疫所ホームページをご覧ください。

ご不明な点がございましたら、広島市保健医療課（電話：504-2622）または、裏面の各区健康長寿課へご連絡ください。

【情報提供を求める患者の要件】

38度以上の発熱と急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺病変（例：肺炎又はARDS）が疑われる者であり、発症前10日以内に中国に渡航又は居住していた者。

ただし、他の感染症によること又は他の病因が明らかな場合は除く。

◆ 厚生労働省検疫所ホームページ <http://www.forth.go.jp/index.html>

裏面に続く→

3. 鳥インフルエンザA（H7N9）疑い患者が発生した場合の標準的対応フローについて

当面は、裏面に基づき、各地方衛生研究所における検査結果が H7 陽性となった場合に、国立感染症研究所で確認検査を行うこととなりますので、御承知おきください。

(各区の連絡先及びお問い合わせ先)

部署名	連絡先 及び お問い合わせ先	部署名	連絡先 及び お問い合わせ先
中区健康長寿課	5 0 4－2 5 2 8	安佐南区健康長寿課	8 3 1－4 9 4 2
東区健康長寿課	5 6 8－7 7 2 9	安佐北区健康長寿課	8 1 9－0 5 8 6
南区健康長寿課	2 5 0－4 1 0 8	安芸区健康長寿課	8 2 1－2 8 0 8
西区健康長寿課	2 9 4－6 2 3 5	佐伯区健康長寿課	9 4 3－9 7 3 1

担当：広島市医師会事務局 和木・井上・下原

電話：2 3 2－7 3 2 1

健康カード

よくお読みになって **10日間保管**してください

中国で鳥インフルエンザA(H7N9)が発生しています

今後の情報に注意し、中国に滞在していた方は発症するおそれがありますので、本日から10日間、以下のように行動してください。

マスクの着用

鳥インフルエンザA(H7N9)は現時点ではヒトからヒトへの感染は確認されていませんが、咳などの症状がある場合には、マスクを着用ください。

健康状態の確認

- ☒ 毎日の体温測定による発熱の有無
- ☒ 激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの呼吸器症状の有無
- ※ 身近な方の健康状態にも注意を払ってください。

体調が悪くなったときの対応

あなたご自身や身近な方にインフルエンザ様の症状が出た場合、最寄りの保健所に「中国に滞在していた」ことを電話で伝え、受診する医療機関や今後の注意事項などについて相談してください。

【本件に関する情報】

厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/>

海外感染症情報サイト：<http://www.forth.go.jp/>



医療機関を受診する際は、この紙を示してください。

厚生労働省・検疫所

鳥インフルエンザA(H7N9)疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー(※)

インフルエンザ様症状の患者

※当該対応は、今後の状況により変更予定。

医療機関

- 情報提供を求める患者の特定(下記4項目を全て満たす者)
 - ・38℃以上の発熱と急性呼吸器症状があること
 - ・臨床的又は放射線学的に肺病変(例:肺炎又はARDS)が疑われること
 - ・発症前10日以内の中国への渡航又は居住歴があること
 - ・ただし、他の感染症又は他の病因が明らかな場合は除くこと
- 情報提供を求める患者の要件に合致した場合の保健所への情報提供
- 検体採取(咽頭拭い液等)

保健所

- 都道府県等へ報告
- 医療機関から患者検体を確保し、地方衛生研究所へ搬入

都道府県等

- 厚生労働省へ報告

厚生労働省

地方衛生研究所

ORT-PCR(A,H1,H3,H5,H7)検査実施

感染研への検体送付等の追加対応は不要。

- H7orH5陽性
A型陽性かつ
H1,H3は陰性
- A型陽性かつ
H亜型不明*1
*1 H1,H3,H5,H7陰性

地方衛生研究所

- 保健所へ報告
- 検体を国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センターへ送付

送付

国立感染症研究所

- 亜型の確認
- 厚生労働省(結核感染症課)への報告

陰性

陽性

厚生労働省

- 当該都道府県等へ連絡

厚生労働省

- 当該都道府県等への連絡・調整
- 省内対策本部の設置
- 公表

報告
A型陽性かつ
H1orH3陽性

報告

保健所

- 都道府県等へ報告
- 医療機関へ報告

報告

都道府県等

- 厚生労働省へ報告

報告

厚生労働省

報告
すべて陰性

保健所

- 都道府県等へ報告
- 医療機関へ報告

報告

都道府県等

- 厚生労働省へ報告

報告

厚生労働省